

安定した国保制度のため 国保税率を改正します

問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6246

本市では本年度、国民健康保険税(国保税)の税率を改正します。今回の改正では、制度を安定させ、今後も皆さんが安心して医療を受けられることを目的にしています。一方で、できるだけ国保税の負担を増やさないように引き上げ幅を抑えました。皆さんのご理解をよろしくお願いします。

■増大する医療費

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳以下の人が加入する健康保険。加入者が国保税を負担することで、病气やけがをしたときに安心して医療が受けられる制度です。

しかし、高齢化や医療技術の高度化で医療費が増加。法律で義務付けられている後期高齢者医療や介護保険への支出も毎年増えています。一方で、経済の低迷などで国保税収入が落ち込み、財政運営が非常に厳しくなっています(9ページ図1)。

■税率改正と負担緩和

これまで収入不足分は、基金

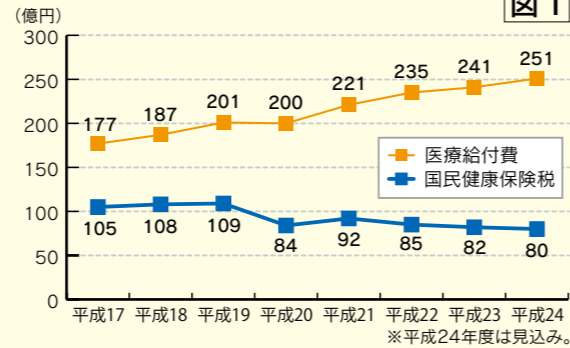
な水準に抑えられる見込みです。
■国保の健全運営には皆さんの協力が必要です
①ジェネリック医薬品の利用を
 低価格で新薬と同等の効果があがるジェネリック(後発)医薬品に切り替えると医療費の節約につながります。「ジェネリック医薬品希望カード」を医師や薬剤師に提示し、積極的に活用しましょう。
②特定健診やがん検診は毎年受診
 健康状態を把握するために、健診などを毎年受診しましょう。病気の早期発見・早期治療や重症化予防に役立ちます。皆さんの健康維持が、制度の安定には最も重要です。



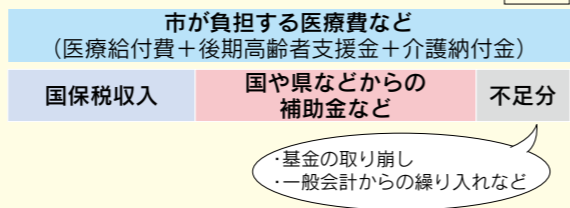
表

国保税率改正の概要				
税額計算の基礎となるもの		改正前	改正後	改正内容
医療給付費分	所得割	6.1%	8.0%	1.9% 引き上げ
	被保険者均等割	加入者一人当たり 1万9,200円	加入者一人当たり 2万5,200円	6,000円 引き上げ
	世帯別平等割	一世帯当たり 2万1,600円	一世帯当たり 2万8,800円	7,200円 引き上げ
	課税限度額	一世帯当たり 51万円		据え置き
後期高齢者支援金分	所得割	2.0%		
	被保険者均等割	加入者一人当たり	7,200円	
	課税限度額	一世帯当たり 14万円		
介護納付金分	所得割	1.86%		
	被保険者均等割	加入者一人当たり	1万2,960円	
	課税限度額	一世帯当たり 12万円		

医療給付費と国保税収入の推移



国保の財政支援の状況

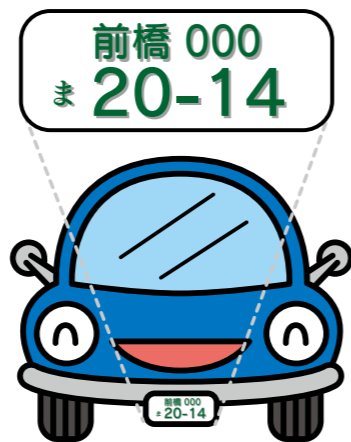


来年の導入を目指します 地域の力で前橋ナンバーを実現

本市と吉岡町は、来年に、前橋ナンバーを導入することを目指しています。

4月9日、本市と吉岡町で構成する前橋地域ナンバー導入推進協議会を前橋市役所で開催しました。この協議会に山本市長や石関吉岡町長など関係者が出席。来年に、前橋ナンバーの導入を目指し、国へ申請していくことで意見が一致しました。両市町は、前橋ナンバーを導入することで、連携して地域経済や観光のより一層の振興・活性化に取り組み、それぞれの発展を目指していきます。また、現在前橋ナンバー導入に関するアンケートを実施中です。対象となった人は、ご協力をお願いします。

問い合わせは 政策推進課 ☎027-898-6513



変更の手続きも忘れずに 5月は軽自動車税の納付月

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。5月中旬に所有者へ納税通知書を発送します。記載事項などに変更があるときは、次の手続きをしてください。

■原付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車

●譲渡などで本人以外が使用
市役所市民税課が各支所で名義変更を行ってください。新旧所有者の記名・押印、車台番号が分かる物が必要です。

●本市以外で使用(譲渡を含む)
本市にナンバープレートを返還し、転出先で新しいナンバープレートを取得してください。

●使用しない(廃車)
市役所市民税課が各支所で廃車の手続きをしてください。ナンバープレートと印鑑が必要です。

問い合わせは
軽自動車税については
市民税課 ☎027-898-5842
自動車税については
中部県税事務所 ☎027-234-1800

■軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪の登録変更・廃車

種別・手続き先＝〈軽二輪(125cc超250cc以下)〉自動車整備振興会 ☎027-261-0221 〈二輪小型自動車(250cc超)〉群馬運輸支局 ☎050-5540-2021 〈軽四輪〉軽自動車検査協会 ☎027-261-4621

■軽自動車税の減免

障害者が所有する軽自動車などを、本人や家族が障害者の移動のために使用するときは、申請すると軽自動車税が減免されることがあります。申し込み＝5月31日(金)までに市役所市民税課が各支所へ直接。納付前に手続きをしてください

■自動車税の納付

自動車税は5月31日(金)までに納付してください。コンビニでも納付できます。